

令和6年1月17日(水)		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年12月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るものについて、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	3
職員等	0
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	3

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 勤務先の企業が廃棄物処理法違反をしているのではないか。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
② 和歌山下津港湾事務所は、ある船舶けい留施設において、特定の利用者に駐車場を独占的に利用させている。	担当課に確認したところ、通報の事実は確認できなかった。また、当該駐車場については、過去に満車により駐車できないとの利用者からの連絡があり、必要な対応(駐車カードの運用に制限等)を行っており、駐車場の管理は適切に行われていること、今後も、利用者の意見を聞き、現状を確認しながら適切に対応していく旨の回答を得た。
③ ある振興局において、公用車運転前のアルコールチェックが行われていない部署がある。	調査の結果、通報の事実が一部確認できたので、安全運転管理者に対して適切に確認業務を行うよう注意を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	③
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	2	①②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	③
(3) 調査を継続中としたもの	0	
(4) 不受理としたもの	1	①

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

令和5年12月中に受理した通報はありません。

2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。